慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	信時潔作曲の二つの「慶應義塾塾歌」：二人の作曲依頼者与謝野寛・小泉信三
Sub Title	Nobutoki Kiyoshi's two Keio school songs : separate commissions by Yosano Hiroshi and Koizumi Shinzo
Author	坂部, 由紀子(Sakabe, Yukiko)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2016
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). Vol.33, (2016.) ,p.93- 130
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	小特集：新塾歌制定七五年
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20160000-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代日本研究第三十三巻（二〇一六年）
小特集　新塾歌制定七五年

信時潔作曲の二つの「慶應義塾塾歌」

――二人の作曲依頼者　与謝野寛・小泉信三――

坂部由紀子

はじめに

新塾歌を作ろうという動きが盛り上がってきた大正末期から、昭和一六年一月に現在の形の塾歌が発表されるまでには、さまざまな「塾歌」の歌詞が作られ、検討され、採用されずに終わった。富田正文（明治三一―平成五）作詞、信時潔（明治二〇―昭和四〇）作曲の現在の「慶應義塾塾歌」（昭和一六年）が今の形になり、塾歌として正式に制定されるまでに長い時間がかかり、多くの人々がかかわったことはいろいろなところで語られてきた。

この期間に作られた歌詞については、折口信夫（明治二〇―昭和二八）の手になる昭和九年の慶應義塾塾歌

草案[1]のように、我々の目にふれることのできる形で刊行物に残っているものもあるが、無名の人々の作品は歴史の中で失われてしまっても不思議ではなかった。しかし、慶應義塾福沢研究センター所蔵の「昭和二年一月塾歌関連資料」と題する厚い綴りには、昭和二年に行われた懸賞応募の塾生・塾員たちの作品がすべて収められており、ほぼ無名の人々作の歌詞も今もひっそりと残されている。そういったものを合計すると「現行塾歌になれなかった」塾歌の歌詞が九〇編近く現存しているのである。

一方で、この大正末期から昭和一六年初めまでに「慶應義塾塾歌」として楽曲の完成に至ったものは二作品に過ぎない。一つは昭和二年に完成したものの採用されず、幻の「慶應義塾塾歌」（与謝野寛作詞、信時潔作曲）となったものと、もう一つはそれから一〇年以上を経た昭和一六年一月に正式に発表された現行の「慶應義塾塾歌」（富田正文作詞、信時潔作曲）であり、いずれも信時潔が作曲を担当している。二曲は歌詞も曲もまったく別の作品で、イメージも異なる。与謝野寛（與謝野鉄幹）（明治六―昭和一〇）作詞による最初の作品は、後に富田正文によって別の歌詞を付けられ、福澤先生誕生百年祭記念の歌「日本の誇」となって再生し、現在も毎年一月一〇日の福澤先生誕生記念日にワグネル・ソサエティによって歌われている。

この二つの信時潔作曲「慶應義塾塾歌」について、著者は以前、信時潔が遺した楽譜資料の検討を中心に現行塾歌[2]と与謝野塾歌[3]それぞれの成立過程を調査してまとめた。この二曲の作曲・作詞と推敲の過程は異なっており、信時潔の作品、とりわけ彼が九百曲余り作った校歌のみの中で考えても、この二曲それぞれがユニークといえる成立形態を持っている。信時潔の貴重な自筆譜や印刷譜、音楽書、SPレコードなどが数年前に東京藝術大学附属図書館に寄贈されて「信時潔文庫」が誕生した[4]。膨大な資料の整理が進んでおり、このおかげで今回はじめて現物を見ることができた楽譜等から明らかになった点がいくつかある。さらに近年、信時研究の

最新情報を取り入れたCD集[5]が発売されたり、信時潔没後五十年にあたる平成二七年には記念プロジェクトの演奏会や資料展がいくつも開かれたりなど、人々が実際の音楽を耳にする機会が増え[6]、信時作品の再評価が急速に進んできている。こういった状況にある現在、東京藝術大学附属図書館の「信時潔文庫」に残る手稿譜と、慶應義塾福沢研究センターの「塾歌関連資料」ファイルに含まれる書類を用いてこの二つの塾歌の作曲について、誰がどのように信時潔に依頼し、どう作られたかを見直す価値は大きいと考えられる。

信時潔自身は当時東京音楽学校の教授であり、慶應義塾との関係は特に持っていない。その信時潔に、どのような経緯で誰がこの二つの「塾歌」の作曲をそれぞれ依頼することを決めたのであろうか。本論では大正末期から昭和一六年までの長時間をかけた新塾歌誕生のストーリーを大きく三つに分け、一章で信時の一つ目の「慶應義塾塾歌」を作曲依頼・作詞した与謝野寛の動きに前後関係も含めて注目し、二章では信時の二つの「慶應義塾塾歌」の間を整理、三章で現行の塾歌――信時の二つ目の「慶應義塾塾歌」――を生み出した立役者の小泉信三を中心に見て行くこととする。

一、与謝野寛――「曲が先、詩が後」の与謝野・信時塾歌へ――

一――（一）、公募歌詞（大正一五年一二月～昭和二年春）と審査委員・与謝野寛の熱意

昭和一六年に発表された現在の塾歌が公式に制定された初めての「慶應義塾塾歌」ではなく、明治三七年三月に発表された「旧塾歌」がその前に存在したことはここで改めてふれるまでもないであろう。「天にあふる

る文明の」で始まるこの歌は、塾員で詩人・新聞記者の角田勤一郎（明治二―大正五）に作詞を、ヴァイオリニスト・作曲家であり、義塾のワグネル・ソサエティーの指導も行っていた金須嘉之進（慶応三―昭和二六）に作曲を頼んで出来上がったものである。これは早稲田大学校歌（「都の西北」明治四〇年制定）や同志社大学校歌（「Doshisha College Song」明治四二年制定）などといった作品より早く発表されており、カレッジソング制定の先鞭をつけたといえるであろう。この「旧塾歌」も最終的に作詞・作曲者に依頼する以前に、謝金を用意して塾生、塾員に向けて歌詞の募集を行ったのは現在の塾歌と同じである。さらに、社頭（当時の慶應義塾の業務統括者）の小幡篤次郎（天保一三―明治三八）や塾長（第四代）の鎌田栄吉（安政四―昭和九）らの意に叶うような作品がなく、結局は採用されずに終わったことも現在の塾歌とよく似た経緯をたどっており、[7] 歴史は繰り返されたと言えよう。

「旧塾歌」制定の前年、明治三六年一〇月に刊行された『慶應義塾学報』には、同月に開かれた寄宿舎記念会で「塾歌が合唱された」という記事が出ているのであるが、これはおそらく経済学部教授高橋誠一郎（明治一七―昭和五七）の塾生時代の作といわれる「慶應義塾之歌」を指すと考えられている。[8] 正式な「塾歌」ではないものの、「旧旧塾歌」とでも呼ぶべき扱いを受けていたと思われるこの作品の作者・高橋誠一郎は、大正末期から昭和一六年までの新塾歌誕生の歴史の中で塾歌審査委員のひとりとして活躍することとなる。

新塾歌作成にあたって、まず大正一五年一一月に塾官局の名で塾歌懸賞募集が行われ、審査委員（板倉卓造、横山重、与謝野寛、高橋誠一郎、野口米次郎、正木俊二、小泉信三）も公表された。翌年の昭和二年一月一一日に募集を締め切り、その後まもなく一月一九日に第一回の審査委員会が開かれる。記録によると、出席は四名の審査委員（野口、小泉、横山、正木）と、林毅陸塾長（明治五―昭和二五）、占部理事、小沢庶務主

任となっている。最終的に応募八一名による八五作品がすべての委員によって審査される前に、まずは委員の一人である横山重（明治二九―昭和五五）が「下調べ」をおこなった。

一月二六日の第二回塾歌審査委員会には七名の全委員と、林塾長、占部理事、小沢主任が出席。横山があらかじめ選んだ二十数作品を委員全員が百点満点で採点することがここで決まる。採点用の表をみると、横山は予備審査でA（七篇）、B（一九篇）、C（五九篇）とわけており、[9] この順に作品一覧表に整理されている。審査対象の歌詞は「二五作品」と書類に残っているが、実際には横山のAとBランクの合計二六作品が相当する模様である。

翌日の二七日から二月一八日までの期間をかけて、横山がCとした歌詞も含めた応募作品八五篇すべてが七人の審査委員全員に順に回覧され、各自が採点をおこなっている。しかし「塾歌関連資料」のファイルに残されている採点表によると、七人全員が委員会で決めた通りに二六作品の採点をおこなったわけではない。具体的には、横山、正木の二人は八五作品すべてに点を付けている。小泉、野口、高橋の三委員は第二回の委員会での決定通り、二六作品を採点。板倉は横山のAとCランクからそれぞれ一作品の計二篇のみに点を与え、残りは零点。そして残る与謝野寛はAの七篇すべてとBとCからぽつぽつと九作品を選び、合計一六作品に点をつけている。

審査委員全員の採点を受け、二月二三日の第三回塾歌審査委員会（高橋、与謝野、板倉、小泉の四委員、林塾長、占部理事出席）で、一等と二等は該当作なしとし、三等一名、四等三名、等外入選二名を選んでいる。入選作品は与謝野が添削した上で発表することを決めている。塾歌として採用するものはないが、一等の賞金（五〇円）を三等の入選者へ、二等の賞金（三〇円）を四等の入選者に、四等の賞金（一〇円）を等外入選者

へ三月一日に交付した。

ここでの判断に関する資料を検討していくと、この懸賞応募時点での塾歌審査委員会における与謝野の発言力の大きさが印象に残る。理由としては、

①結果が委員全員による合計点によるものではない作品があること。等外入選の一作品（二階堂）は横山がCとランク付けしており、与謝野が全作品中の最高点七五点をこの作品に付けている以外は、すべてに点を付けた横山と正木しか採点していないため、合計点は低い。おそらく与謝野が彼の中での最高点を付けているという理由から例外的に等外入選としているのであろう。

②この「等外入選」という言葉は与謝野が主張したものである。審査の段階では「選外佳作」と書かれ、審査委員会の記録にも「選外佳作」と記されているが、与謝野が「選んだのに選外佳作という名は異様」と異議を唱え、委員会の記録も訂正、発表時に「等外入選」という語に差し替えられた。

③与謝野は応募作品を添削する際、とても熱心に文字通り「赤」を入れている。発表時に附記として「各篇を通じ審査委員に於て多少辞句に添削を加へたる所あり」という断り書きは確かにあるが、作品によっては真っ赤に添削され、ほぼ元の言葉が残っていない状態で審査委員会が選んだ入賞作品として発表されている。

このような状況をみると、懸賞公募塾歌の審査委員七名の中での与謝野寛の発言力がとても大きかったこと、さらに彼がこの新塾歌歌詞の審査にあたって、多くの応募作品――しかも塾歌としては採用しないと既に決まっている作品――の添削にかなりの時間を使っており、新塾歌の歌詞制作に非常に熱を入れている様子が浮かび上がってくる。

一――（二）、初めの信時潔作曲「慶應義塾塾歌」と作詞者・与謝野寛（昭和二年春～八月）

懸賞公募作品の審査と入選作品への添削にあたっての与謝野の熱心さは先に見た通りであったが、これらの応募作品が「塾歌」として採用されることはなかった。「採用作品なし」という懸賞公募の結果が発表された昭和二年の春から、塾歌審査委員の一人である与謝野寛自身が塾歌制作に乗り出している。応募作品を添削しているうちに自ら作詞したくなったのではないかとも想像されるのであるが、与謝野への塾歌作成依頼については、誰がどこで行ったものかは不明である。「塾歌関連資料」ファイルにも与謝野への制作依頼の記録は存在せず、この依頼のために委員会が開かれたという資料もない。

新塾歌の制定について、大正一二年から昭和二三年まで塾監局に勤務し、新塾歌制定にあたっての動きに深くかかわった小沢愛圀（明治二〇―昭和五三）が、昭和三三年に『三色旗』に「塾歌由来記」としてその経緯[10]をまとめて記している。彼は大正末期から昭和一六年の発表まですべての期間に渡って職員として塾歌制定に奔走しており、先ほどあげた塾歌審査委員会の記録の中にもほぼ毎回出席者として彼の名前がある。彼が委員や塾長、作者たちの実務的な連絡役として審査をすすめて行ったことも「塾歌関連書類」のファイルにある記録や手紙類から明らかである。ただし若干注意が必要なのは、小沢の「塾歌由来記」には興味深い記述も多くみられるが、後年になってからの文章ということもあり、順番等に思い違いと考えざるを得ない箇所が散見されるということである。

小沢によれば、林毅陸塾長が新塾歌制定に向けて塾歌委員会を組織して相談をはじめ、「今度は調子が新しいばかりではいけない、適當の人を選んで頼む必要がある」と考え、「熟議の末、與謝野寛先生に頼もう」と

なり、小沢が塾命を帯びて「當時麹町にお住いの與謝野先生宅を訪れ」、「『三田文學』創刊以来、長く懇意の間柄」であった与謝野に「趣旨を十分に説明して作歌のことをお願いした」となっている。[11] ここで「作歌」と言っているのは作曲を含まない「作詞」までであったと思われる。与謝野はこの時に快く承諾したものの、中々出来たという連絡が入らなかったという。

その後、詳しい日時は書かれていないが、小沢が与謝野宅を再度訪問した時に「（与謝野）先生の御一存で、先ず歌曲を音樂學校の信時先生に御願いしたのが出来たから塾へ持って行って下さいと言って、歌譜を渡された。」とあり、ここで初めて塾歌のストーリーの中に信時潔の名が表れている。小沢は「それを預かって塾へ戻って、その旨塾長初め委員諸氏に報告」したという。[12] このまま読むならば、歌詞の入らない音符のみのメロディとピアノ伴奏の楽譜を受け取ったということであろうか。信時潔に作曲を依頼したのが与謝野寛の一存だったのは、この小沢の記述からも後日の審査委員会記録などの資料からも読み取れる。他の審査委員たちや塾長等も、曲が完成してから「与謝野寛の一存で信時潔に作曲を依頼していた」ことを知らされている。

信時潔はこれより前に与謝野寛の短歌に曲をつけた歌曲を発表しており、二人の交流はすでにあった。[13] 大正一三年に初演された独唱曲『短歌連曲』がそれで、信時は表情の全く異なる与謝野の和歌四篇に曲をつけている。これらの和歌の一つ「ねがはくは若き木花咲耶姫わが心をも花にしたまへ」について、後に妻の与謝野晶子が「或る音楽者が短歌の作曲をして見たいと申込まれた時に、作者は幾首かの歌を呈供したが、是れもその中の一首であつた。」と説明している。[14] この「或る音楽者」が信時潔を指すことは明らかで、与謝野寛の歌詞（和歌）が先にあって、その歌詞に信時が作曲をしていることがわかる。信時は通常、興味のある歌詞に出会うとそこに曲をつけるのがいつものスタイルであったという。しかし、与謝野寛が依頼したこの「塾歌」は、

信時潔の通常の形とは逆の順で作られた。すなわち、歌詞の前に曲が書かれる「曲先行」の形をとっているのである。これは信時潔が作った歌曲の中ではきわめて珍しく、数多くの彼の校歌・団体歌の中でも他に例がないという。(15)

信時のこの「慶應義塾塾歌」のメロディのスケッチは、東京藝術大学附属図書館の「信時潔文庫」に残されており、下の写真に見られるように五線紙ノートの別の曲が書かれたページの下の余白を使い、ノートの上下逆向きに書かれている。新しい曲のメロディを思いついた時に紙の余白に書き留めることがしばしばあった信時潔にはめずらしくはない書き方という。鉛筆書きのメロディをみると、完成した曲では最後に位置することとなる「慶應義塾万歳」にあたるメロディの元となるフレーズが曲の真ん中に入っており、他の旋律に歌詞はつけられていないがこの部分だけには「フレ慶應」という歌詞が信時の手でこの時点から書き込まれている。

さらに、五線の各段の上部に赤鉛筆で枠とともに書か

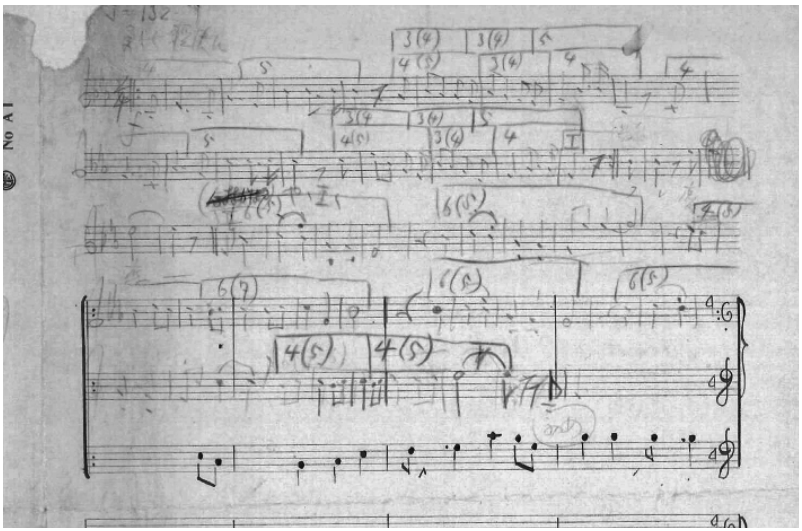

れている数字は、歌詞の音節であろうと思われる。二段で書いてあるところは、メロディの区切り方が二通りあると信時が考えたのではないか。また、カッコを付けた数字が横に書き添えられているのは、言葉の伸ばし方によってどちらも当てはめることが可能な音節の数であろう。ここで書き込まれている音節数はおそらく作詞時の参考として与謝野に伝えるためであったと思われる。

信時潔の歌曲としては非常に珍しいこの「曲先行」の「慶應義塾塾歌」の制作順は、信時の意志から来たものではなく、与謝野寛の強い考えに基づいたようである。というのも、与謝野が草案に添えて提出したと思われる手書きの「慶應義塾々歌に就いて」の最初に「塾歌は常に歌ふべきものなれば、曲譜の美に重きを置くこと勿論なり。されば先づ信時君に議りて、世間在来の校歌の型を破り、新しき感性と様式を以て、自由に曲譜の創作を乞ひ、その曲譜に依りて歌を作れり。」という項がみられているのである。(16) このように「曲譜の美」あるいは「作曲の美」に重きを置くためには、詩作より作曲が先に来るべきだと考えた与謝野寛は、義塾から塾歌の「作歌」すなわち「歌詞作成」の依頼を受けた時に委員会に諮ることなく自分の一存で、以前から交流のあった信時潔に作曲依頼をしたものとみられる。公募審査の段階から塾歌審査委員会の中心的な役割を果たしていた与謝野にとって、この時点の彼自身の意識の中で「義塾から依頼された一人の作歌候補者」である自分と「塾歌審査委員会の主たる一部」としての自分がどれほど明確にわけられていたかは、この動きを見るかぎり曖昧だったのではないかと推測される。

小沢によれば、与謝野宅でまず一旦先程見たように「歌譜」を受け取り、次に訪問した折に「漸く出来た歌詞」を受け取ったという。先にふれた「慶應義塾々歌に就いて」も同時に与謝野宅で小沢に渡されたのか、それとも別に義塾に郵送されたのかは明確に判断する材料はないのだが、「慶應義塾々歌について」の中に歌詞

に言及する以下の三項目が[17]あることから、歌詞と一緒に昭和二年八月二四日に与謝野宅で小沢に手渡されたのではないかと考えられる。三項目とは、

一、歌も曲譜も、塾歌としての外に、塾の運動歌にも適用すべき用意を以て作れり。

一、歌は「修身要領」其他福澤先生の遺篇及び塾の文献を資料とし、感興の到るを待ちて之を作り、再三改作せり。

一、歌の用語には福澤先生の語を用ふることに注意し、また曲譜との関係上、開口音其他清澄の音を用ひて、促音其他を避けたり。

となっており、この最初の項目で与謝野がふれている「塾の運動歌にも適用すべき用意」を作曲者の信時潔も強く意識していたことは、「信時潔文庫」に含まれる別の楽譜である、伴奏パートのみが書かれた自筆の別のスケッチの余白に書かれた備考からも明らかである。写真に見られる通り、ページ上部に書

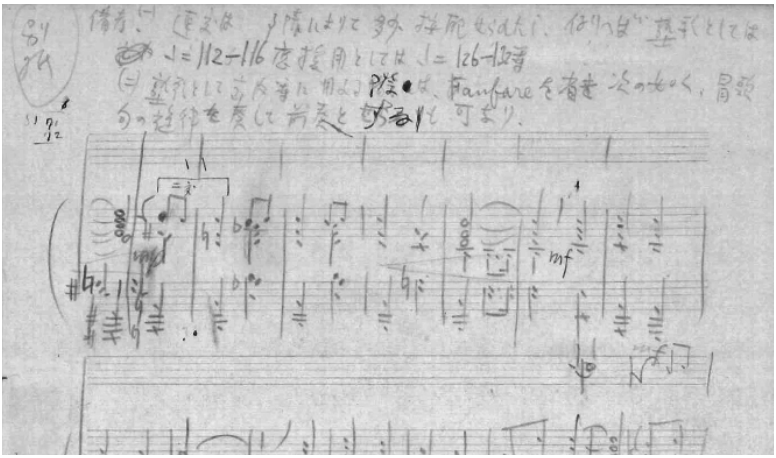

かれている備考は二つあり、

（一）速度は事情によりて多少按配せられたし。例へば　塾歌としては♩＝112―116 応援用としては♩＝126―132 等、

（二）塾歌として室内等に用ふる際は、Fanfare を省き次の如く、冒頭句の旋律を奏して前奏とするも可なり

となっている。

この備考（一）でふれられている速度について言うならば、先程のメロディのみのスケッチの段階では♩＝132 と書き込んでいたものを、伴奏をつけたこの段階のスケッチでは♩＝ca 112 とした上で、備考で塾歌と応援歌用の二種類のテンポを提示している。また、後に「日本の誇」になって再生する時には富田正文によって歌詞が付けられることになる前奏部分は、備考（二）の内容から、信時はもともとファンファーレとしての扱いを考えていたことが読み取れる。この備考は現在メロディと伴奏が両方書き込まれた形で残っている与謝野・信時作「慶應義塾塾歌」の唯一の楽譜には付けられていない。次のページに冒頭ページを写真で示したこの楽譜は信時の妻ミイによって筆写された清書譜で、与謝野による歌詞も書き込まれている最終稿であるが、信時の手元に残すための楽譜だったので備考は省略されたのではないかと思われる。現在は行方不明になってしまったが、与謝野の手を経て義塾に提出されたはずの楽譜には、信時がスケッチに書いているこの備考がスケッチに書かれているようにおそらく「別紙」に書かれて付けられていたと考えられる。

先に見たように、小沢の記述では別々に曲譜と歌詞が義塾に提出されたことになっているが、本当に分かれていたのかははっきりとはわからない。いずれにしても昭和二年八月二四日には与謝野の歌詞の第一稿が出来上がったことを示す小沢あての手紙が残っている。与謝野は「未完稿なれどもご覧に入れたし」とし、「作曲おもしろく出来」ながら、歌詞については多々改めているものの、まだ「意に満たず」と述べており、塾長他諸先生の意見を欲しいと書いている。この手紙とおそらく一緒に渡されたのであろう同じ八月二四日付の「慶應義塾々歌に就いて」でも、「一、以上は塾の諸先輩の御意見を承り増訂改削を加へ、完成したし。」「一、一度信時君を塾へ招きて、楽器に当り、同君の歌はるる所を、諸先輩の御参考に供したし。」と与謝野は付け加える。(18)

続けて八月二七日、すなわち三日前の八月二四日に提出された歌詞と「慶應義塾々歌に就いて」が塾長他の委員による検討過程に入るタイミングより前に、与謝野は「信時教授と協議し、音楽の関係上、少し改訂」したという小沢への手紙を添えて改訂版の歌詞を提出している。これは郵送されたものであろう。さらにこの改訂版の歌詞と手紙と同じような和紙に与謝野によって筆で書

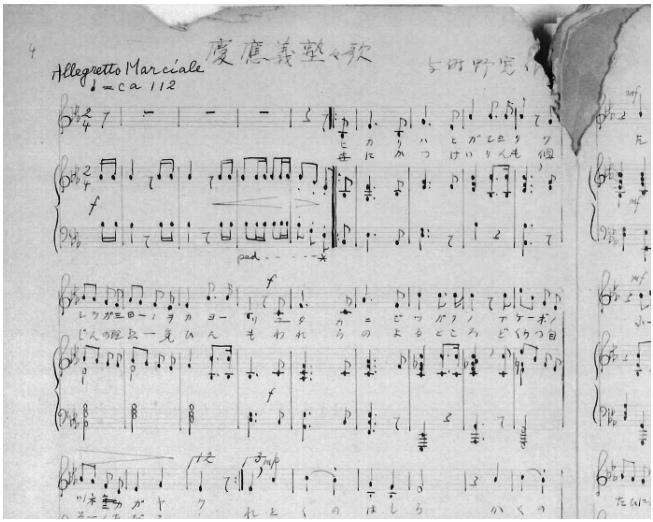

かれた「慶應義塾々歌について　摘要」も同時に出されたものと推測される。

信時潔の作品帳に残っている妻ミイによる筆写譜に書き込まれている歌詞は、この時に改訂された版であり、これは作曲者・作詞者が協議した後の最終版の楽譜と判断してよい。なお楽譜については、義塾に何らかの形で提出されているはずだが、「塾歌関連資料」の資料では楽譜については何もふれられておらず、義塾での現在の所在は確認できないままである。

一―（三）、与謝野塾歌の審査と不採用決定（昭和二年九月～昭和四年一月）

こうして提出された与謝野・信時作塾歌の審査に向けた動きが昭和二年八月末から始まった。おそらく与謝野の八月二四日の第一稿と二七日の改訂稿の両方を見た林毅陸塾長が、「與謝野氏の塾歌案（訂正の～と記しあるもの）並に「慶應義塾の歌に就て摘要」と思するものとを謄写版に刷り先ず之を塾歌懸賞の時の審査委員（別に川合貞一氏にも、同氏委員ならずとせば）に送られたし。それには手紙を添へ何れお集りを請ひ合評会を開くべきも豫め内覧に供す。字句の訂正を要する部分もあらばお考へ置きを請ふと言い送り置かれたし（勿論本人に送るに及ばず）」と八月三〇日付の手紙で小沢愛圀に具体的な指示を出している。林塾長が指示を出したこの段階で、審査される作品の作者なので当然与謝野が塾歌審査委員会のメンバーからはずれ、川合貞一（明治三―昭和三〇）が新たな一員として加わった。

与謝野・信時作「塾歌」を審査するために初めて開かれた昭和二年九月一四日の「與謝野氏作塾歌案合評會」（出席：板倉、川合、横山、髙橋、小泉、林塾長、占部理事、小澤庶務主任）で、この日は議論を行わずに翌週中に第二回合評会を開くことを決めた。そして翌週二一日に開かれた第二回会合（出席：髙橋、小泉、

川合、横山、林塾長、占部理事、小澤庶務主任）の記録には、その翌日の二二日に大講堂で試演を行なうことと、占部理事と高橋が交渉役となって与謝野に改稿を依頼することと決まったと書かれている。

この記録に書かれている試演については演奏者等の名前は残っていないが、小沢が書いている「普通部・商工学校・幼稚舎の生徒をホールに集め、音楽の先生にピアノを弾いてもらい、曲に合わせて唱和」した[19]というのがおそらくこの試演にあたるのだろう。だとすれば、与謝野が「慶應義塾々歌に就いて」の中で望んでいた、作曲者の信時潔自身が演奏して委員たちに聴かせるという形はとらなかったと見られる。また与謝野の歌詞についてどのような点を与謝野に改訂依頼したかの記録はなく、改訂された草稿も残っていない。

小沢の記憶では、曲については「曲は實に立派なものであったが、どうも調子が高すぎ」て校歌の曲にはどうかと感じられたとあり、歌詞については委員たちが「流石に見事な歌詞だが塾歌として学生に歌わせるにはどうかなあという風なこと」を言って、結局採用しようとはならなかったとある[20]。

こういった流れの中で、与謝野の一存で作曲を頼んでしまい、義塾からの正式な作曲依頼がなされないままになっていた作曲者の信時潔に挨拶と謝礼をきちんとすべきだという話がまとまり、昭和三年一二月二一日に堀内理事と小沢主任が国分寺の信時宅を訪問している。この段階で与謝野・信時作のこの塾歌が不採用となることは事実上既に決定していたとみられ、「五百円、鄭重に奉書で包んで御渡しして厚く禮を述べ」ると同時に、「今度歌詞が出来たら改めてまたそれに合わせた作曲をお願い致します」という依頼をし、信時はこれを快く承知してくれたという。

そして年が明けた昭和四年の一月三〇日、「塾歌に関する協議会」（出席：板倉、高橋、川合、横山、林塾長、堀内理事、松本理事）が改めて開かれ、信時潔に作曲の謝礼を済ませたことが正式に報告された。またこ

の協議会において、与謝野の修正中の歌詞を「とりあえず受け取り」、三〇〇円の謝礼を支払うことも決まった。さらに、次回の会議までに依頼すべき作歌候補者を委員たちが考えておくことも確認された。修正中という形でここまで来ていた与謝野の詩による「塾歌」が採用されないということがこの時点で正式に決まったことになる。

この会合の結果を受け、謝礼の三〇〇円を奉書で包み、与謝野寛の当時の住まいの荻窪へ小沢が持参し労をねぎらい、事情を語って帰塾したという。しかしその後の与謝野の動きをみる限り、このとき既に塾歌委員会は他の作詞者に依頼することを決めて候補者を考える段階に入っているという実際の状況は与謝野には理解されていなかった様子である。

一――（四）、与謝野寛の第二案と山本直忠への作曲依頼希望（昭和四年三月）

こうして塾歌委員会の意思をきちんと伝えられていなかったと思われる与謝野は、自分が塾歌の作詞候補者からすでに外されたとは考えていなかったのであろう。大正末期の懸賞公募作品の審査から始まった塾歌制作に向けた与謝野の並々ならぬ熱意は続いており、一か月ほど経った昭和四年三月六日、新たな「慶應義塾塾歌」の草案を突然提出する。「ああ、ここに三田の高臺」で始まるこの原稿には、「與謝野寛作歌」という文字に並んで「山本直忠作曲」と与謝野の手で書き込まれている。しかし、山本による作曲は与謝野の希望というだけであって、実際に作曲されていたわけではない。与謝野が「慶應義塾塾歌」のまったく新しい第二案を作って義塾に自ら送ると同時に、その詩に対して作曲家・指揮者の山本直忠（明治三七―昭和四〇）による作曲が義塾によって依頼されるようにと希望したのだった。

「曲が詩よりも先にあるべき」という与謝野の以前の信念――これは昭和二年の春に彼が委員会に相談することなく一存で信時に作曲を依頼した理由でもあり、「慶應義塾々歌に就いて」でも主張していた信念――とこの昭和四年の新しい「慶應義塾塾歌」の詩作は完全に矛盾しているのだが、それについての説明は特になされていない。昭和二年の「塾歌」制作以前に既に交流のあった信時潔とは異なり、与謝野寛と山本直忠がこの塾歌作詞以前に曲を一緒に制作した記録もない。さらにこの時期の山本直忠はというと、大正一一年から昭和六年までドイツに留学をしていて日本を離れていたはずで、現実的にこの「塾歌」に作曲することが可能だったかどうかも疑問である。しかしながら、山本直忠の母は有島武郎の妹であり、山本直忠の兄の直正と与謝野寛・晶子夫妻の次女七瀬が結婚しているという人間関係を考えると、与謝野寛がこの「慶應義塾塾歌」作詞以前から山本直忠と個人的な交流を持っていたから作曲依頼を希望したという可能性も捨てることはできない。

いずれにしても与謝野の次の候補者を考えていた塾歌審査委員会の関係者たちが、与謝野による新しい「慶應義塾塾歌」草案の突然の送付と、山本直忠という新たな作曲家を指定しての依頼に戸惑ったであろうことは想像に難くない。小沢愛圀があわてた様子で義塾の返事として「この作曲依頼の話は見合わせて欲しいと理事から話があったので了承してほしい」旨の手紙を昭和四年三月六日付で与謝野に送っている。小沢が「今朝届いた塾歌」と書いていることから、草案が与謝野から届けられたその日のうちにあわてて対策を協議して「作曲依頼の希望を止める」という方針が決まり、意志のはっきり伝わる手紙を出すことになったのであろうと想像される。

一連の経緯を考えると、この与謝野の新しい歌詞が塾歌候補として委員会でふたたび積極的に検討されることはなかったであろうと思われるものの、「塾歌関連書類」の中に与謝野自身の手書き原稿だけでなく「供覧

用」と書かれたこの詩の印刷版も残っているので、次の協議会の折にこの詩が委員たちの目を通ったのではなかろうか。

与謝野のこの動きをおそらく受けてであろう、二日後の昭和四年三月八日に各委員に案内が送られ、三月一三日に「塾歌に関する協議会」（出席：板倉、高橋、小泉、川合、横山、林塾長、堀内理事、松本理事）が開かれた。ここで決まったのは、

一、與謝野寛氏新作歌詞ハ受取置キ謝禮シテ同氏トノ交渉ハ打切ル事
一、歌詞ハ幸田露伴氏ニ依頼スルコト
右ハ信時氏作曲ニ關係ナク依頼スルコト
第二候補者　折口信夫氏

という二点だった。

ここで「同氏との交渉は打切る」とされた与謝野寛は、新塾歌作成というストーリーの舞台からこの後完全に姿を消すことになる。彼が信時潔の曲に付けた「慶應義塾塾歌」の歌詞も、山本直忠に作曲してほしいと希望した「慶應義塾塾歌」の歌詞のどちらも日の目を見ることはなく歴史の中に葬られた。熱意をもって生み出そうとした新塾歌に関して与謝野寛が遺したもののうち今日まで活きている唯一のものが、与謝野が「一存で」依頼した信時潔の曲なのであるが、この協議会の記録に「信時氏作曲に関係なく」と書かれている通り、この曲は一旦脇に置かれる運命にあった。

しかし、後に塾長となる小泉信三（明治二一―昭和四一）を含めた塾歌審査委員たちは、この「曲先行」でできた与謝野・信時作の「慶應義塾塾歌」の試演を聴いており、信時潔のその音楽を忘れ去りはしなかったのであった。そして信時潔のこの作品がふたたび舞台上に現れるためには、新塾歌制定の長いストーリーの中で五年程時を待たなければならない。

二、信時の二つの「塾歌」の間に――幸田露伴と折口信夫――

二―（一）、作詞候補者・幸田露伴への依頼（昭和四年四月～七月）

こうして、与謝野の作品を不採用とすることを決めて本人にも明確に伝えた塾歌審査委員会は、先に見たように次の作詞候補者として幸田露伴（慶応三―昭和二二）を選ぶことを昭和四年三月一三日の協議会で確認したのだった。慶應義塾との関連がある人物でもなく、校歌の作詞としては近隣に居を構えていた縁のあった東京都立墨田川高校（作詞当時は府立第七中学校）しか見当たらない幸田露伴の名がここで塾歌作詞の新たな候補者として出てきた理由についての資料は特に残っていない。露伴の二人の妹、幸田延（明治三―昭和二一）と安藤幸（明治一一―昭和四二）はどちらも優れた音楽家であったが、露伴自身は音楽にさほど興味を示さなかったようである。おそらく、詩人としての評価が非常に高い幸田露伴は塾歌の作詞者にふさわしい人物と委員たちが考えたのだろうと推測するよりほかに材料はない。

幸田露伴への実際の依頼にあたり、慶應義塾と幸田の橋渡し役をしてくれる人物として阿部章蔵（筆名：水

上瀧太郎　明治二〇―昭和一五）に白羽の矢が立てられた。四月二五日に堀内理事と小沢文書主任が阿部の勤務先を訪問し、幸田露伴への作詞依頼を頼んでいる。当時明治生命に勤務しながら作家としての創作活動もおこなっていた阿部章蔵は小泉信三と御田小学校から慶應義塾普通部へ同期生として一緒に進学していて親しく、阿部の妹の富子は小泉信三と結婚している。この堀内と小沢の阿部訪問の際に与謝野の塾歌案が話題にあがったとみられ、訪問直後に「堀内理事より御話の與謝野詞作塾歌御参考までに御送附申上候」と小沢愛圀が与謝野の詩を阿部に送付した際の手紙の写しが残っている。もっとも、この「御話の与謝野詞作塾歌」が信時潔の曲に付けられた最初の方を指すのか、曲が付けられずに終わった後の方をさすのかはわからない。

こうして事情を説明され、幸田への依頼者という立場を命じられた阿部章蔵は五月に入ってから、俳人・劇作家であり、義塾の講師をしていた久保田万太郎（明治二二―昭和三八）と共に幸田露伴を訪問して塾歌制作を頼んだ。この時、幸田に依頼を断られているものの、承諾してもらえる可能性がなくもない雰囲気であると二人には感じられたようで、また近いうちに訪問して依頼する予定であると久保田は義塾に報告している。

しかしながら最終的に、七月初旬になって堀内理事と小沢文書主任から幸田露伴への再依頼を頼まれた阿部章蔵が再度幸田の意志を確かめたがやはり断られてしまう。七月一五日には露伴の承知が得られなかったという報告を電話で小沢に行い、理事会にもこの報告が即座に伝えられ、幸田露伴への塾歌作詞依頼という案はこの時点で断念されたのだった。

二―（二）、折口信夫への作詞依頼から草案完成・不採用（昭和四年十月～昭和九年一二月）

幸田露伴が歌詞制作を引き受けない場合、あるいは出来上がった幸田の歌詞が不採用と決まった場合、次の

候補者は折口信夫となることが昭和四年三月一三日の協議会で決定されていたことはすでにふれた。実際、露伴の承諾が得られなかったという報を受けて昭和四年一〇月一六日に開かれた「塾歌に関する協議会」（出席：野口、板倉、横山、高橋、川合、林塾長、堀内理事、松本理事）では、「一、幸田露伴氏歌詞承諾シクレサ（ザ）ル旨堀内理事ヨリ報告アリ、協議ノ結果折口信夫教授ニ歌詞ヲ依頼スルコトトセリ　歌詞ハ二十行以内ノコト」と確認され、間を置くことなく五日後の一〇月二一日に堀内理事と小沢文書主任が折口信夫宅を訪問、従来の経過と事情を詳しく述べて塾歌歌詞を懇請している。義塾の教授でもあった折口は、数年に渡っている塾歌制作についての実情も薄々承知していたとみられ、[21] 快く詩作を承諾している。

懸賞公募から始まった「新塾歌」の歌詞制作のストーリーは、ここで折口が作詞制作を承諾した後、進行がしばらく止まってしまう。翌夏、昭和五年八月二四日に小沢文書主任が堀内理事から頼まれて折口を訪ね、歌詞の進捗状況を尋ねたところ、「何とか出来そうなので、休暇中に仕上げる」という返事を得のであるが、歌詞が完成したという折口からの知らせが一向に来ないまま空白の時間が四年ほど経過している。

この空白期間中の昭和八年、塾歌審査委員会を最初に組織した第六代の慶應義塾塾長・林毅陸が職を退き、小泉信三が第七代塾長に就任した。最初期から塾歌審査委員の一人として深く関わってきた小泉が一委員から義塾を代表する塾長という立場へと替わり、より積極的に新塾歌制定に向けて活動を始めるのはこの辺りの時期からである。

昭和九年、慶應義塾は福澤先生誕生百年祭をひかえ、日吉建設記念の祝賀会を準備していた。この機会に新塾歌を発表したいという小泉塾長を含む委員会の意志を受け、五月二一日に小沢は折口信夫に「一日も早く御歌稿を」と催促している。さすがにそのままにしておくわけには行かなかったとみえ、折口は昭和九年の六月

一日から六日にかけて「慶應義塾塾歌作成のため熱海岡本旅館に滞在」している。[22] そこで塾歌の草案が完成したのであろう。昭和九年七月一五日の消印のある書留速達で義塾の小澤宛に「空にはためく三色旗　空は輝く三田の旗」で始まる折口の「慶應義塾塾歌草案」が届けられた。

この草案を検討するために昭和九年九月二〇日に「塾歌に関する協議会」（出席：林前塾長、板倉、川合、高橋、小泉塾長、槇理事、小澤主任）が開かれる。記録を読むと、草案に対して全体的に否定的な意見がいくつか出され、採用しないという方向性が決まった。記録によれば、「拝命しないとすれば訂正を求めない方がよい」という意見に出席者の多くが賛成しており、この草案はとりあえず受け取り、折口に謝礼を渡して終わりにしようという結論になった。そして同年年末、一二月二七日に折口信夫を小沢主任と山本塾長秘書が訪ねて採用とならなかった事情を説明した。謝礼については複数回にわたって折口に受け取りを固辞されており、最終的にこの謝礼の三〇〇円は国文学研究費として慶應義塾に寄附されることとなった。

尚、折口信夫によるこの昭和九年作の「慶應義塾塾歌草案」が後の昭和二三年にできる「中等部の歌」（折口信夫作詞・芥川也寸志作曲、慶應義塾中等部校歌）として再生されたという説明[23]が様々なところでみられる。しかしながら実際には「中等部の歌」は全く異なる歌詞で、この塾歌草案とは独立した作品であるとみなされるべきである。折口信夫の塾歌制作に対する気持ちはしかしまだ残っており、中等部に音楽科講師として勤めていた新進作曲家の芥川也寸志がユニークな作曲を行ったという非常に興味深い「中等部の歌」なのであるが、この「塾歌」から「中等部の歌」に至る折口信夫というテーマに関しては信時潔による塾歌の作曲という今回の主題からは離れてしまうため、本論では扱わずに別にまとめることとする。[24]

三、小泉信三――推敲を繰り返して完成された富田・信時塾歌へ――

三―（一）、与謝野詞「塾歌」から富田詞「日本の誇」へ（昭和九年七月～昭和一〇年一月）

新塾歌制定に向けた動きが始まってからこの段階に至るまで、既に一〇年近くの時間が過ぎていた。小泉信三塾長をはじめとする塾歌審査委員会としては、何としても福澤先生誕生百年祭の祝典に合わせて新塾歌を発表したいという願いを強くしていた。しかし、このまま新しい曲を作るのでは間に合わなさそうだと考えた委員たちは、昭和二年に試演を耳にしていた与謝野・信時作の「慶應義塾塾歌」の音楽を思い出していたようである。

昭和三三年の小沢の「塾歌由来記」の附記として富田正文が書いているところによれば、明るく快活なメロディが印象的な信時潔の音楽を塾歌委員も埋もれさせるには忍びず、福澤先生誕生百年の祝祭の時にこの曲に歌詞をつけてみるよう、富田に命令したのだという。富田はこの歌詞付けについて、諸委員はこれを塾歌のテストケースと位置付けており、うまく行けばそのまま塾歌にしてもよいと考えていたようだと書いている。(25)

しかし、昭和九年九月二〇日の協議会での委員たちの発言記録を見ると、富田のこの「うまく行けばそのまま塾歌にしてもよい」という表現についてはやや疑問が残る。与謝野寛の詞に対して曲先行で昭和二年にできた信時潔の「慶應義塾塾歌」の音楽に富田正文に歌詞をつけてほしいというこの依頼は、あくまでも塾歌の制作が百年祭に間に合わないので、差し当たって「百年祭の歌」を作るために臨時の処置として、委員会に諮る

前に小泉信三塾長が行ったものだった。協議会では「塾歌」の作詞についてはこの富田への「百周年の歌」作詞の依頼とは別のものとして話し合われており、「もう一度公募してみたい」という高橋や、「北原白秋がいいらしい」という板倉らの意見、小泉塾長の「私は佐藤春夫がどうかと思う」という発言があり、全体をまとめて小泉が「百年祭は臨時の処置を講じて置きました。佐藤を第一候補者としましょう」と述べている。この流れから、富田に歌詞をつけさせた信時潔の音楽をそのまま塾歌にしようという考えは委員達の頭になかったことが明らかである。尚、ここで塾歌作詞の第一候補として名前があがっている佐藤春夫（明治二五―昭和三九）は数多くの校歌の作詞を手がけている。彼は義塾関係ではここで名前があがるより前の昭和五年に「普通部の歌」を作詞（堀内敬三作曲）しており、後の昭和三九年には幼稚舎九〇年の記念で、現在も毎年一月一〇日に幼稚舎生によって歌われている「福澤諭吉ここにあり」を作詞しており、これには信時潔が曲をつけている。

以前付けられた与謝野の「慶應義塾塾歌」の詩を使わずに、五年程置かれたままになっていた信時潔の曲を活用しようと考えて、富田正文に作詞依頼をしたのは小泉信三であった。この時にどのような資料が使用されたかは推測するより他にないが、何らかの楽譜が富田に手渡されたはずである。これに関連付けられるかもしれない興味深い資料として、信時の楽譜類の中に、妻ミイの手による年代不明の手稿譜、「慶應義塾々歌」の最初の部分のメロディが書き込まれた楽譜の一ページが残されている。次ページの写真に見られる通り、ここにはピアノ伴奏が書き込まれず、調号もないので、途中で書き損じて捨てられたページと思われる。このメロディを見ると、信時が与謝野に依頼されて最初にメロディを書いたリズムとは別の書き方をしている箇所（一二小節目、付点八分音符と一六分音符で書かれていたB♭の音が、四分音符一つで書かれている）がある。与謝

野の詩がつけられた後の「塾歌」完成時のリズムとも異なり、富田正文が歌詞を付けて「日本の誇」になった後の音価と同じなのである。だとすればこの楽譜は昭和二年に書かれたものではない。しかし富田正文の歌詞のついた「日本の誇」が出来上がってからの楽譜の清書途中であったとするならば、そこに「慶應義塾々歌」という題名があるのはおかしい。とするとこの手稿譜の断片は、富田正文に作詞を依頼するために昭和九年になって改めて音楽だけを書き出してもらったもの、すなわち与謝野の歌詞の入らない与謝野・信時版「慶應義塾々歌」の楽譜の途中稿なのではないだろうか。そして、こうした形で楽譜が富田に渡ったとするならば、昭和二年の最初の信時のメロディスケッチに見られた赤鉛筆での書き込みの「音節数」は、富田正文には知らされなかったのではなかろうか。実際に富田が信時潔作曲の「慶應義塾塾歌」のどのような楽譜を受け取ったかは定かではない。しかし、富田自身が書いていることによると、自分は楽譜が読めないので、作曲家である友人の橋本國彦（明治三七―昭和二四）のところへ楽譜を持って行ってピアノを叩いてもらい、大体のメロディを頭に入れて「日本の誇」を作ったという。[26] 自力で楽譜を解読しなければならなかったためにワグネル・ソサエティーの指導にもかかわっていた橋本國彦の力を借りてメロディを頭に入れて歌詞を作ったという富田の言葉からも、信時潔はこの「日本の誇」の制作にあたって富田の作詞に関与しなかったことも見えてくる。

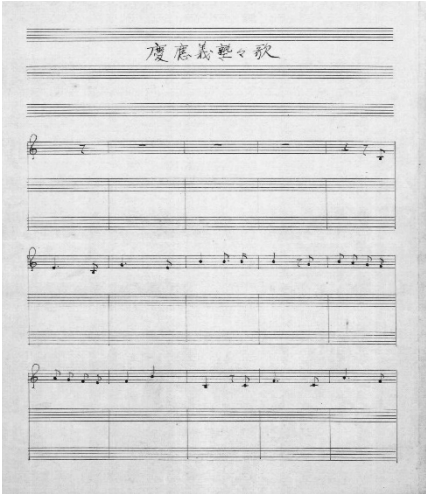

結果としてこの作品もまた信時作品には珍しい「曲先行」の例となった。後に出来上がる新塾歌を語る時に、富田正文と信時潔は「日本の誇」で作詞と作曲をしたコンビと表現されることがあるが、「日本の誇」の制作の経過を見てみると信時の作曲と富田の作詞は全く別々に行われており、ここでの二人の直接の交流は特になかったと考える方がよさそうである。

福澤先生誕生百年祭の歌「日本の誇」の作詞と、福澤全集の刊行への謝礼として、昭和九年七月二三日に慶應義塾から富田正文に一〇〇円が支払われている。この謝礼のタイミングを見ると、折口の塾歌草案が義塾に提出されるのとほぼ並行して「日本の誇」の歌詞制作が行われていたとみられるべきであろう。こうして昭和二年に完成していた信時潔の曲に対して百年祭のために小泉塾長が富田に歌詞を依頼した作品は、昭和九年一一月の祝賀会において富田正文作詞・信時潔作曲の「日本の誇」という新しい曲となって華やかに披露された。福澤先生誕生百年祭のタイミングで新塾歌を発表できない代わりに、何年も前に「新塾歌」として作られていた信時潔の音楽を使い、「臨時の処置として」結果として今日まで歌われることになる曲を生み出した立役者は小泉信三だったのであった。

三―（二）、現行塾歌の作詞依頼：富田正文（昭和一一年五月～）

福澤先生誕生百年祭からさらに一年以上が経過し、新塾歌をどうにか完成させたいという小泉信三塾長の願いは、昭和一一年に次の作詞依頼という形につながる。理由はわからないが、昭和九年の時点で第一候補となっていたはずの佐藤春夫に対する依頼ではなく、「日本の誇」を作詞した富田正文への作詞依頼であった。昭和一一年五月二〇日に開かれた「塾歌に関する協議会」（出席：川合、板倉、小泉塾長、槇理事、倉井理事、

小澤主任）の席上で、小泉塾長から従来の経過が報告された後、評議を経て歌詞を富田正文に依頼することが決まった。この時点では「作曲依頼ニ就テハ人選纏ラズ」と記録に書かれているので、最初から富田正文と信時潔がセットで考えられていたのではないことがわかる。

小沢の記憶[27]によれば、小泉塾長が突然「君、塾歌を富田君に頼んでくれ給え」と言ってきたという。小沢は富田が「慶應義塾きっての福澤流の名文家」であることは知っているものの、もし彼が承知してくれた場合には「塾長は懇意の間柄だからと言って無造作に改作を頼む譯には行くまい、與謝野さんや折口さんの場合と違って、變な扱いをすると却って事は面倒になる」と考えたとも書いている。「富田君は恐らくこんな大役は引受けないでしょう」と言うと「その時は塾の命令だと言い給え」と小泉から知恵を授けられている。小沢は富田に「小泉さんからの話だから一つやってみてくれ給え」と懇々と頼むが、「富田は固辞して受けな」い。そこで小泉からの奥の手を出し「塾命だよ」と言うと「それでは兎に角試みて見ましょう」と漸く富田は引き受けたというのである。

富田自身は、「改めて塾歌を作れという命令を受け、幾度びか作り直し書き改めて、どうやらよかろうとなったのが今の塾歌で、もとより與謝野・折口両大家の作詞に比すべくもない[28]」とも述べている。こうして富田が書いたのが、現行の塾歌の歌詞の元となる詩である。「元となる詩」とここでいうのは、次にふれるように、富田がこの時点で書いた歌詞はまだ現在の塾歌の形ではなく、作曲者との相談や多くの推敲作業を経て次第に形を変え、今の塾歌の歌詞にたどり着くことになったからである。

三―（三）、現行塾歌の作曲依頼：信時潔の二つ目の「塾歌」（昭和一五年五月頃～）

富田正文の歌詞制作はこうして進んだが、それを誰に作曲してもらうかという話し合いについては記録が何も残っていない。おそらく、委員会の審議を経ることなく内々に信時潔に依頼することが決まった模様である。この富田の詩に対する信時潔の二曲目の「慶應義塾塾歌」作曲が始まったのは、信時の作曲帳の書き込み時期から昭和一五年五月頃と推測されている。そして「十五年九月に提出された最初の作曲以来、再三改訂がほどこされ、作曲者みずから来塾してワグネル・ソサィェティー部員による斉唱練習を試みるなどしてようやく完成された[29]」という流れを経て昭和一六年に発表された最終的な作品に仕上がった。こうして順調に制作は進んでいたのであるが、公式の記録にこの新しい塾歌の作曲者として初めて信時潔の名前が出るのは昭和一五年一一月一二日の常任理事会と塾歌委員会においてなのである。

小沢によれば、歌詞が出来たところで――おそらく昭和一五年の春――富田と小沢が二人で自動車を飛ばして上野の音楽学校に信時を訪ねたという。そして、「富田君から歌詞を御覧に入れ、曲譜に合わせて無理と思われる語は富田君と信時先生と直に相談して訂正、現在行われているような立派な歌詞歌曲が出来た」そうである。信時へのこの訪問の際に富田と小沢が同行していることを考えると、以前の与謝野のように富田が一存で作曲を信時に依頼してしまったということはありえない。富田の立場と小沢の行動から判断して、信時への作曲依頼については小泉信三の意志から出てきたもの、あるいは富田の希望が入っていたとしても少なくとも小泉の賛成を既に得ていたことは確かであろう。

富田の最初の歌詞に付けた信時の五月時点の曲から、いろいろな推敲を経て現在の曲に変化した過程は音楽

富田正文作詞　信時潔作曲（昭和１５年５月頃）（校訂・浄書　坂部）

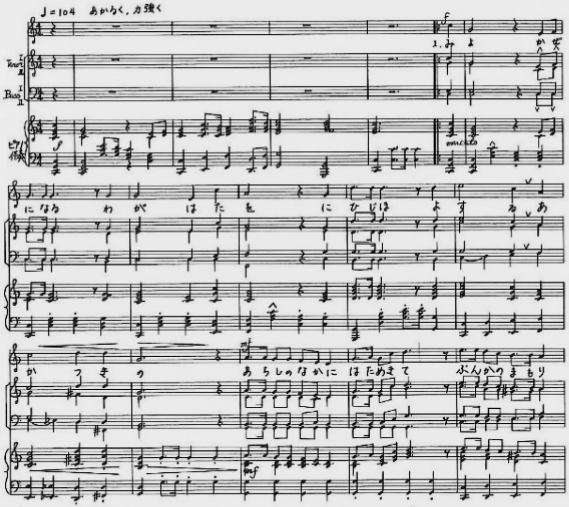

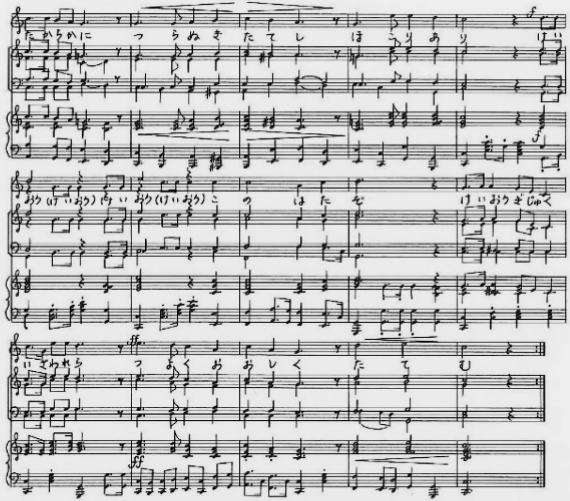

1．見よ
　風に鳴るわが旗を
　新潮寄する暁の
　嵐の中にはためきて
　文化の護りたからかに
　貫き樹てし誇あり
　慶應　慶應
　この旗ぞ
　慶應義塾
　いざ　われら
　強く雄々しく樹てむ

2．往け
　涯なき此の道を
　究めていよゝ遠くとも
　わが手に執れる炬火は
　叡智の光あきらかに
　國のゆくてを照すなり
　慶應　慶應
　この道ぞ
　慶應義塾
　いざ　われら
　遠く遙けく往かむ

3．起て
　日はめぐる丘の上
　伝えてここに百年の
　揺るがぬ歴史承けつぎて
　輝き著（しる）き筆の穂の
　微章の誉世に布かむ
　慶應　慶應
　この丘ぞ
　慶應義塾
　いざ　われら
　高く新たに生きむ

（合唱に関する注意書き）

注意　1．この合唱に，斉唱の場合と等しき伴奏を附することを得．
　　2．無伴奏にて演奏する場合は，一音高く（ニ長調）移調するを可とす．

的にも大変興味深いものである。この推敲については以前文章にまとめている[30]ので、今回は細かい内容は省くこととし、以前信時の自筆譜を検討したときには判別できなかった赤鉛筆での書き込みについてのみ一点ふれておきたい。

昭和一五年五月頃に第一稿ととしてできた音楽は、現在の塾歌とはまだかなり異なっている。前ページの譜例に挙げたものがその第一稿であるが[31]、最終稿に向けて大きくリズムが変わる「嵐の中にはためきて」の部分の脇に、男声合唱譜の草稿の中で信時潔が赤鉛筆でメモしている言葉は「早稲田、明大、国に誓ふ、海ゆかば」と読める。この赤の書き込みからは、先にできていた早稲田や明治の校歌を推敲の段階で意識したのであろうこと、さらに信時が少し前に発表していた自身の代表作「国に誓ふ」（昭和一三年）や「海ゆかば」（昭和一二年）の曲調をこの部分の推敲の際に思い起こしたのであろうことがわかる。尚、ここで曲名があがっている「国に誓ふ」の作詞者は、塾歌審査委員の一人である野口米次郎である。この「早稲田、明大、国に誓ふ、海ゆかば」というメモが信時自身のイメージから書かれたものか、あるいは試演を聴いた周りの人々から寄せられたアドバイスを受けて信時が書いたものかはわからないが、少なくとも信時が自らの手で楽譜にメモしているということから、本人がこの内容を意識していたことは確実であろう。同じ部分に赤鉛筆で大きく「セワシイ」という書き込みもあり、実際にこの箇所は「海ゆかば」や「国に誓ふ」のイメージを想起させるような堂々とした動きに大きく変えられて行く。

「今回の塾歌の制作については作詞者も作曲者も並々ならぬ苦心を拂つた。作曲上の効果を得るため一度び決定した歌詞に對して、作曲者の説を入れて遂行を施したことは勿論であるが、作曲者信時氏も昨年九月提出した最初の作曲以來、幾度か改訂を試み十月わざわざ來塾してワグネル・ソサエテイ部員數名に齊唱練習を試

み、義塾當局の説のみならず、ワグネル部員、その他の感想を熱心に糺し、更に推敲を加へ十一月初旬漸く決定稿を得るに至つたのである。[32]」という流れの中で、信時潔は数多くの推敲を加えており、様々な時点での自筆譜や筆写譜が残っている。このような推敲は信時の作った校歌の中では他に例のないもので、「慶應義塾塾歌」制作に対する熱意が強く感じられる。この点について新塾歌発表の際の『三田評論』の解説で「作曲上に於て最も苦心を拂つたのは、明朗で荘重ならしめること、又老幼共に歌ひ得ること、式典歌であると同時に應援歌行進曲などにも適せしめることであつた。一塾歌の中にこれらの諸要素を全部表現することはなかなか容易なことではない。しかも作曲者が、幾度かの様々な註文に對しても、終始快くその説を入れて推敲を重ね、忠實に要求を満足せしめようとしたことは、義塾に對する深い好意を寄せる人でなくては為し得ないことである。此の意味に於て信時氏の苦心に對しては特に感謝する次第である。[33]」と述べられている。ここで書かれている「式典歌であると同時に応援歌行進曲などにも」という件は先に見たように、昭和二年に与謝野寛が信時潔に塾歌制作を依頼したときに求められる要素として重視した部分であり、信時が十数年後のこの時点で二曲目の「塾歌」を作曲するにあたって以前与謝野から言われたことを思い出して意識したのかもしれない。

富田と信時のこうした努力と推敲を経て、昭和一五年一一月一二日、常任理事会と塾歌委員会で新塾歌の採用が認められた。まず午前中に開かれた常任理事会で「塾歌制定ハ多年ノ懸案ニシテ豫テ本會ニ於テモ議シタル處ナルガ作詞ヲ富田正文君ニ、作曲ヲ信時音樂學校教授ニ依頼シ草案出來シタリ」と小泉信三塾長が報告している。先に述べた通り、二つ目の塾歌に関連して信時潔の名が正式な記録に出て来るのはこれが最初である。さらに同日午後に開催された「塾歌委員会」（出席：川合、板倉、野口、小泉塾長、槇理事、小沢主事、山村主任）で「小泉塾長開會ヲ宣シ従來ノ経過ヲ報告、富田正文君ニ依頼中ノ歌詞出来セルニ付審議アリタキ

旨ヲ述べ、別紙歌詞ニ付審議ノ末　第三番中「執る筆かざすわが額の」ナル一節ヲ更ニ適切ナル句ニ変ヘルコトヲ條件トシテ塾歌トシテ採用スルコトニ意見ノ一致ヲ見タリ。」とあり、この長い塾歌制定のストーリーの中でようやく歌詞の「採用」という言葉が出てくるのである。

本来ならばこれに続いて誰に作曲を依頼するかという議論に入る段階のはずだが、小泉塾長は既に依頼済みの作曲者についての報告をここで続けて行う。「右作曲ハ信時潔氏ニ依頼、既ニ出来セル旨ヲ小泉塾長ヨリ報告、各委員ノ承認ヲ求メ、塾内ワグネルソサイエテイ會員二名ヲシテ試ミニ唄ハシメタリ」。こうして富田の歌詞を読み、ワグネル会員の歌唱による演奏を聴いた各委員の反応はよかった。先程の「『執る筆かざすわが額の』という一節を変えるべき」という野口の意見は出ているものの、歌詞については「これまでの中では一番いい」という板倉の感想があり、音楽についても「曲がなかなか良い」とおおむね好評を得ている。そして委員会は議論の結果「塾歌トシテ右ヲサイヨウスルコト」を決定したのであった。

後日一二月九日の常任理事会上で、塾職員である富田への作詞の謝礼は三〇〇円とすること、塾歌の著作権の扱い、編曲や楽譜印刷の費用などといった具体的な事柄が話し合われた。それを受け、一二月一三日に富田正文と小沢愛圀が信時潔を音楽学校に訪問、最終的に作曲の謝礼金一〇〇〇円を手渡し、小泉信三塾長宛の著作権承諾書に信時からサインと印をもらっている。残念なことに、この一二月九日の常任委員会で確認されたことのうち、「原譜ハ大切ニ義塾ニ保存シ」という内容は実現されなかった。義塾のどこかに保存されたはずの最終稿の原譜の行方は現在分からなくなっており、義塾に保存されている現行塾歌の手稿譜は福沢研究センターが所蔵している途中稿（信時ミイの筆写による途中稿の清書譜）のみである。

尚、歌詞の三番の「執る筆かざすわが額の」を変えるという条件のもと採用されたこの作品は結局変更され

ずに発表され、現在もこの歌詞で歌われている。この箇所に関連して作詞者の富田は昭和一六年一月の発表時の説明の中で「此の塾歌は、慶應義塾の歴史の誇りと、我が學風と、塾の徽章の光輝とを謳つたものである。（中略）塾の徽章の輝くところ常に世の信頼と尊敬の的たらんことを期するものである。第三聯の歌詞の中「執る筆かざすわが額の徽章の譽」とは、我らの兜の前立なるペンの徽章の光輝の謂である」[34]と書いている。この「執る筆かざすわが額の」という一節はこの塾歌の三番の要であると作詞者はとらえており、容易に変更はできなかったのであろう。

こうして一五年以上に渡る長い「新塾歌へ向かう旅」は、富田正文と信時潔の「慶應義塾塾歌」を得てその終着点にようやくたどり着くはずだった。しかしここに至ってもまだ塾歌委員会は話をすっきりと終わらせようとしていない。富田・信時作塾歌の採用を正式に決めた一一月一二日の塾歌委員会の会議報告では「右ヲサイヨウスルコトトハナリタルモ」に続いて「更ニ別ニ野口米次郎氏ニ作歌（「他日機ヲ見テ作詞」と後に記録を訂正）ヲ依頼スルコトトシ同氏之ヲ快諾セリ」とあり、さらに制作を続けようとしているのである。といっても昭和一六年一月に富田正文作詞・信時潔作曲の「慶應義塾塾歌」が正式に発表された後にこの「野口米次郎作慶應義塾塾歌」の制作が実際に開始された様子はない。

現行の塾歌制定への流れを追ってみると、「日本の誇」の富田への作詞依頼からその前年に塾長になった小泉信三の決断力が大きく発揮されており、新塾歌の制定をどうにか実現しようという彼の強い意志の下、作詞・作曲依頼をかなりのエネルギーを持ってすすめていった印象が残る。

おわりに

大正一五年の終わりから昭和一六年の初めまでという長い時間をかけた塾歌制定の物語を改めて通してみると、何年間か話が途切れているように見えても誰かが何らかの動きを続けていたことがわかる。現行の塾歌を採用する際に小泉信三の決断がなかったならば、昭和一六年を過ぎてもなお塾歌委員会は議論して次の候補者を探し続ける作業を繰り返して行き、新塾歌はいつまでも完成することができなかったのではなかろうか。

このストーリーの中で歌詞は色々な形で数多く生み出されたが、塾歌の「曲」という姿になったのは信時潔による二曲の「慶應義塾塾歌」のみだった。信時が最初に「塾歌」として作ったものが「日本の誇」として形を変え、結果として現在の「慶應義塾塾歌」と発表年が近く、どちらも富田正文作詞・信時潔作曲となっているため、二つの作品が似たような成立経緯を持つのではないかという印象を持たれがちかもしれない。しかし今回見てきたように、それぞれがユニークな形で独立した「塾歌」として作曲されたのであった。

二曲目の塾歌は富田正文の詩に対して「詩先行」の標準的な方法をとっているものの、信時作の校歌や団体歌としては他に例を見ないほど何段階もの大掛かりな推敲を経て作られている。こうして、どちらの「慶應義塾塾歌」も信時潔としては例外的な創作経緯を持つ作品となった。

これら二曲を信時潔に依頼して作らせたのは与謝野寛と小泉信三という二人の人物それぞれの強い意志であり、どちらの場合も、幾度もの会合を持って多くの詩人たちの名を候補に挙げて話し合いを続けて来た塾歌委員会の総意ではなかった。塾歌制定というストーリーの舞台前半で大暴れして去った与謝野寛の一存による作

曲依頼は、信時作品としては非常に珍しい「曲先行」という形をとる一曲目の「慶應義塾塾歌」を生み出した。そして記念祭で塾歌を発表したいが間に合わないからという小泉信三の「臨時処置の記念歌」用の富田への作詞依頼は、「不採用塾歌」になってしまっていた最初の塾歌を数年後に「日本の誇」という新しい作品へと再生させた。さらに、大正末期からの塾歌制定という舞台上に初めからずっと立ち、ストーリーの終盤に向かって存在感を増し、最終的に最高責任者である慶應義塾塾長として新塾歌制定を強く願った小泉信三が、やや独走とも見えなくもない富田への作詞依頼と信時への作曲依頼を行なったおかげで、信時潔の二曲目の「慶應義塾塾歌」すなわち現行の塾歌が今の形をとって生み出されたのであった。

注

（1）折口信夫「慶応義塾塾歌草案」『折口信夫全集　第二七巻』（一九九七）三九三頁

（2）坂部由紀子「慶應義塾塾歌の成立―昭和十五年五月～十一月の作曲・推敲過程から―」『慶應義塾中等部紀要 Veritas III』（一九九六）六四―八七頁

（3）坂部由紀子「幻の慶應義塾塾歌―与謝野寛作詞・信時潔作曲の塾歌試作」『慶應義塾大学アート・センター年報　第一七号』（二〇一〇）七―一六頁

（4）二〇〇九年に東京芸術大学附属図書館に「信時潔文庫」が誕生した。現在も資料の整理が進められている。

（5）日本伝統文化振興財団『SP音源復刻版　信時潔　作品集成』（二〇〇八）

（6）平成二八年一月一日に信時潔の著作権保護が完了し、楽譜の入手や演奏の機会がますます増えている。

（7）早稲田大学の校歌を作るにあたっても学生からの歌詞募集が一旦行われている。応募作品として二三篇が集まったものの、審査にあたった坪内逍遥と島村抱月の目にかなうものがなく、結局相馬御風に作詞を依頼、それに東儀鉄笛

が曲を付けて「都の西北」が完成している。

（8）「塾歌に歴史あり　一九〇四（明治三七）年制定の旧塾歌とその周辺」『塾』第二八二号　二〇一四年春　二六―二七頁

（9）資料内にA、B、Cの記載はないが、横山が全作品をA、B、Cに分類したという記録が残っていること、採点表の空欄のとり方から各ランクの作品数を推測した。

（10）小沢愛圀「塾歌由来記」『三色旗』第一二三号（昭和三三年六月刊）二三―二五頁

（11）小沢の文章の中では、与謝野への依頼が塾員への公募に先立つと説明されているが、これは「塾歌関連資料」その他の記録から時期的にありえず、小沢の順番の記憶違いと思われる。しかしながら、与謝野への依頼から草稿の完成までの資料は他に残っておらず、依頼等に直接かかわっていたはずの小沢が書き残している文章の信頼性は高いと思われるため、ここで扱う。

（12）小沢はこの歌譜について「塾では、普通部、商工學校、幼稚舎の生徒を再度ホールに集めて、音樂の先生にピアノを弾いて貰い、曲に合わせて唱和させて見た。」としており、歌詞が出来たのはそれより後と書いているが、「塾歌関連資料」に残る委員会等の資料や与謝野の手紙をみる限り、歌詞が出来てから初めて試演をおこなっていると考えるべきであり、曲だけで歌詞をつけずに試演したというのは小沢の記憶違いと思われる。

（13）信時潔は与謝野晶子の詞にも作曲し『小曲五章』（大正一五年）として発表している。

（14）「註釈與謝野寛全集」『冬柏』第六巻第七号（昭和一〇年七月号）四二頁

（15）信時潔の研究者、信時裕子氏によると、戦中の歌詞を戦後変更して新しい歌詞をあてはめた「日立製作所社歌」以外には、曲先行の例は見られないという。

（16）この項目は、この後、審査委員に印刷して回覧されることとなる「慶應義塾々歌に就いて　摘要」では、内容はほぼ同じであるが二項にわかれて言葉が少しかわり、「一、常に唱ふべき歌は、作曲の美を第一とすべきにつき東京音

樂學校教授信時潔君に、歌の趣旨を語り、先きに曲譜を作成したり。」「一、曲譜は在来の校歌其他の型を無視し、新しき精神を以て別趣のもの出来上れり。」となった。

(17) この項目も、委員に回覧される「摘要」では若干言葉がかわり、「一、歌も曲譜も、塾歌たると共に、運動部の歌たるに適するやう用意せり。」「一、歌は「修身要領」其他慶應義塾と福澤先生とに関する諸種の資料を参照し、屢改作して、別紙のものと成れり。用語は能ふ限り、福澤先生の文章より採擇したり。」「一、歌は作曲との関係上、開口音を多く排置し、促音其他を避けたり。」となった。

(18) この二項目も「摘要」では「一、塾の諸先輩にて、之を第一稿とし、御高見を加へられたし。幾回にても之を改めて完成したし。」「一、猶九月早々、信時君の樂器を合せて、諸先輩の御参考に供ふべき豫定なり。」となる。

(19) 前掲「塾歌由来記」二四頁

(20) 前掲「塾歌由来記」二四頁

(21) 前掲「塾歌由来記」二四頁

(22) 「年譜」『折口信夫全集　第三六巻』(平成一三年) 八一頁

(23) 「年譜」『折口信夫全集　第三六巻』(平成一三年) 二六八頁

「年譜抄」『三田の折口信夫』(昭和四八年) 四六〇頁

池田弥三郎「不採用塾歌—義塾百年外史—」『三田評論』第五七三号 (一九五七) 二四—二六頁

会田倉吉「塾史の中の折口信夫」『三田の折口信夫』(昭和四八年) 二七三頁

(24) 慶應義塾中等部紀要 Veritas XXIII (平成二九年三月刊予定)

(25) 前掲「塾歌由来記」への富田正文による附記 (二五頁)

(26) 前掲「塾歌由来記」への富田正文による附記 (二五頁)

(27) 前掲「塾歌由来記」二四頁

（28）前掲「塾歌由来記」への富田正文による附記（二五頁）
（29）「新塾歌の制定」『慶應義塾百年史』中巻（後）（昭和三三年―昭和四四年）六五七頁
（30）坂部由紀子「慶應義塾塾歌の成立―昭和十五年五月～十一月の作曲・推敲過程から―」『慶應義塾中等部紀要 Veritas III』（一九九六）六四―八七頁
（31）前掲「慶應義塾塾歌の成立―昭和十五年五月～十一月の作曲・推敲過程から―」七八―七九頁より転載
（32）三田評論編集部「新塾歌の制定―塾歌の制定とその沿革―」『三田評論』第五二一号（昭和一六年二月号）三二頁
（33）前掲「新塾歌の制定―塾歌の制定とその沿革―」三二頁
（34）前掲「新塾歌の制定―塾歌の制定とその沿革―」三二頁